



愛媛県報

令和8年9月29日火曜日 第750号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（広報広聴課）… 532

告 示

- 愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更……………（税務課）… 533
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 533
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（森林整備課）… 533
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知……………（ ）… 534
- 道路の区域変更（県道久万中山線）……………（中予地方局管理課）… 534
- 道路の区域変更（県道上尾峠久万線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 534
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 534
- 落札者等の告示……………（南予地方局総務県民課）… 535
- 道路の供用開始（県道河辺小田線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 535

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課）… 535

県 議 会 告 示

- 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正……………（議会事務局）… 580

雑 報

- 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和7年度に係る財務諸表の公表……………（保健福祉課）… 580

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第42号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（費用の納付の方法） 第8条 前条各号に規定する費用について、実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）が定める納付の方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1） 省略 （2） 地方公共団体等行政文書の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第1項に規定する納入通知書又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わ	（費用の納付の方法） 第8条 前条各号に規定する費用について、実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）が定める納付の方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1） 省略 （2） 地方公共団体等行政文書の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第1項に規定する納入通知書_____

れた開示請求により得られた納付情報により納付する方法。
ただし、公営企業管理者が実施するものにあつては、公営企業管理者が別に定めるところにより納付する方法

により納付する方法。
ただし、公営企業管理者が実施するものにあつては、公営企業管理者が別に定めるところにより納付する方法

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1007号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和8年9月15日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売りさばき人氏名	変 更 事 項	
		新	旧
22	愛媛県猟友会 上浮穴支部 支部長 大野 友義	1 売りさばき所 上浮穴郡久万高原 町久万219-1あ ん内 菅 喜代子 方	1 売りさばき所 上浮穴郡久万高原 町入野1363-1(南) でんこ内 重藤 愛子 方

○愛媛県告示第1008号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ別名店
今治市別名字大坪384番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年5月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,247平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
47台

イ 駐輪場の収容台数

15台

ウ 荷さばき施設の面積

116平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.2立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和8年9月11日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1009号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡松野町大字吉野3334の3、3334の4、3337の2、3338の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1010号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東温市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東温市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面（及び関係書類）を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久万中山線	伊予郡砥部町高市1151番から 同町高市1144番地先まで	旧	メートル 4.9～10.1	キロメートル 0.086	
			新	7.3～12.5	0.086	

○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4228番2から 同町二名甲4231番3まで	旧	メートル 7.0～14.1	キロメートル 0.047	
		上浮穴郡久万高原町二名甲4228番1から 同町二名甲4231番1まで	新	11.2～28.7	0.047	

○愛媛県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4228番1から 同町二名甲4231番1まで	令和8年9月29日

○愛媛県告示第1014号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月29日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県宇和島庁舎照明修繕（LED化）業務 1式	愛媛県南予地方局 地域産業振興部総務県民課 愛媛県宇和島市天神町7番1号	令和8年8月4日	株式会社小関電工 代表取締役 小関 真博 愛媛県宇和島市保田甲287	77,283,800円 （税込み）	一般競争入札	令和8年6月5日

○愛媛県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎1369番2から 同町川崎1365番2まで	令和8年9月29日

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和8年9月29日

愛媛県知事 中村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和7年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で1,973人（任期の定めのない常勤職員1,017人、会計年度任用職員956人）です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

（単位：人）

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	化学	薬剤師	衛生監視員	福祉
男性	69	20	6	8	2	6	6	2	1	0	0
女性	56	2	1	8	4	1	0	2	1	2	5
合計	125	22	7	16	6	7	6	4	2	2	5

心理	保健師	管理栄養士	保育士	獣医師	学芸員	海技士	職業訓練指導員	臨床検査技師	理学療法士	看護師	農林水産作業員
0	1	0	0	2	1	1	2	2	0	0	2
3	13	1	1	2	0	0	1	1	1	3	1
3	14	1	1	4	1	1	3	3	1	3	3

合計
131
109
240

※割愛採用者、自治医大医師は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	49
女性	287
合計	336

※パートタイム職員は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気・電子	医師	薬剤師	理学療法士	臨床検査技師	臨床工学技士	言語聴覚士	看護師	管理栄養士
男性	4	1	34	0	1	1	1	1	15	0
女性	3	0	8	1	0	6	3	0	92	1
合計	7	1	42	1	1	7	4	1	107	1

社会福祉士	診療放射線技師	合計
6	2	66
1	1	116
7	3	182

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	91
女性	493
合計	584

※パートタイム職員は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	行政事務	寄宿舎指導員	海技士	合計
男性	135	58	0	5	24	1	4	1	228
女性	189	40	13	3	20	1	2	0	268
合計	324	98	13	8	44	2	6	1	496

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	5
女性	15
合計	20

※パートタイム職員は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官（武道）	警察官（サイバー犯罪捜査官）	警察事務	鑑識（法医）	海技士（機関）	業務員	合計
男性	59	1	0	4	0	1	1	66
女性	16	0	1	15	1	0	0	33
合計	75	1	1	19	1	1	1	99

※割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	1
女性	15
合計	16

※パートタイム職員は除いている。

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は62歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和7年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて824人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	9	2	0	0	0	1	0	12
定 年 前 退 職	167	157	0	2	1	401	84	812
合 計	176	159	0	2	1	402	84	824

※割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。令和8年度における新規再任用者数は327人、任期更新者数は730人、離職者数は165人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
新規定年前再任用者数	10	1	0	0	0	20	7	38
新規暫定再任用者数	59	0	0	0	0	209	21	289
任 期 更 新 者 数	115	43	1	2	2	532	35	730
離 職 者 数	50	14	0	0	0	77	24	165

エ 職員数の状況

令和7年及び令和8年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和8年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と令和8年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和8年		
一般 行政 部門	議 会	31	34	3	育児休業代替職員の増
	総務企画	741	779	38	官民共創推進体制の強化、大規模イベントの開催準備等
	税 務	172	170	△ 2	再任用短時間職員（外数）の増
	民 生	454	453	△ 1	育児休業代替職員の減
	衛 生	494	504	10	育児休業代替職員の増
	労 働	86	86	0	
	農林水産	1,009	1,000	△ 9	農林水産技術職の欠員増
	商 工	202	210	8	産業創出施策に係る体制強化
	土 木	732	714	△ 18	土木職の欠員増
	小 計	3,921 [57] 〈323〉	3,950 [60] 〈334〉	29 [3] 〈11〉	
	(男女別) 男	(2,675)	(2,655)	—	
	(男女別) 女	(1,246)	(1,295)	—	
特別 行政 部門	教 育	11,357	11,206	△ 151	学級数減に伴う教職員の減
	(男女別) 男	(5,403)	(5,323)	—	
	(男女別) 女	(5,954)	(5,883)	—	
	警 察	2,865	2,865	0	
	(男女別) 男	(2,347)	(2,327)	—	
	(男女別) 女	(518)	(538)	—	
公営企業等部門	小 計	14,222 [285] 〈36〉	14,071 [296] 〈37〉	△ 151 [11] 〈1〉	
		2,097 [51] 〈590〉	2,153 [44] 〈584〉	56 [△ 7] 〈△ 6〉	看護職の欠員補充
	(男女別) 男	(658)	(690)	—	
	(男女別) 女	(1,439)	(1,463)	—	
合計		20,240 [393] 〈949〉	20,174 [400] 〈955〉	△ 66 [7] 〈8〉	
(条例定数)		(21,346)	(21,443)	(97)	

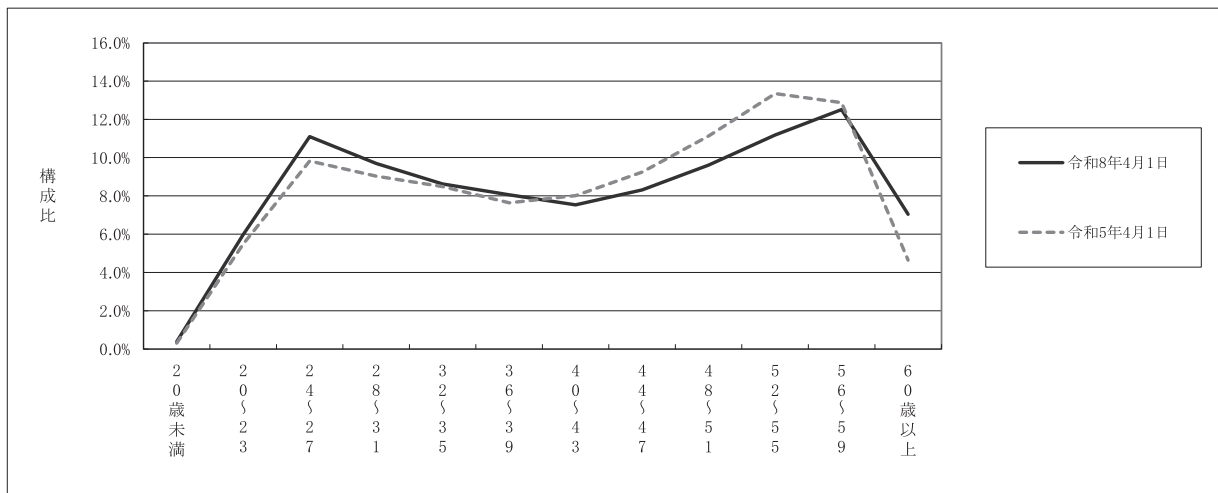
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員（総務省定員管理調査対象の臨時的任用職員を除く。）は含まれていません。

2 [] 内は再任用短時間職員の数、〈 〉内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	77	1,205	2,239	1,954	1,738	1,625	1,519	1,677	1,938	2,256	2,525	1,421	20,174
構成比	0.4%	6.0%	11.1%	9.7%	8.6%	8.1%	7.5%	8.3%	9.6%	11.2%	12.5%	7.0%	100.0%

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

(a) 計画期間：令和6～9年度（4年間）

(b) 対象：一般行政部門職員数

(c) 方針：現職員数を基本としつつ、適正な定員管理により新たな行政需要に対応

〔R 5. 4. 1の職員数3,751人（3,859人からイベント対応等の別枠管理分を除いた職員数）を基準〕

b 定員適正化手法の概要

現職員を基本として、厳格な定員管理を行うとともに、定年年齢の引上げや育児休業者の増加などの変動要素を踏まえながら、複雑化・多様化する県民ニーズなど新たな行政需要に的確に対応します。

c 行革大綱（新ステージ）の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

	区分	令和5年 (計画前年)	令和6年 (1年目)	令和7年 (2年目)	令和8年 (3年目)	令和9年 (4年目)
一般行政部門	職員数	3,751 [3,859]	3,730 [3,861]	3,743 [3,921]	3,720 [3,950]	
	対基準年増減		△ 21 [2]	△ 8 [62]	△ 31 [91]	
教育部門	職員数	301 [11,250]	298 [11,441]	298 [11,357]	295 [11,206]	
	対基準年増減		△ 3 [191]	△ 3 [107]	△ 6 [△ 44]	
警察部門	職員数	391 [2,872]	386 [2,848]	390 [2,865]	381 [2,865]	
	対基準年増減		△ 5 [△ 24]	△ 1 [△ 7]	△ 10 [△ 7]	
公営企業部門	職員数	81 [2,130]	82 [2,113]	79 [2,097]	83 [2,153]	
	対基準年増減		1 [△ 17]	△ 2 [△ 33]	2 [23]	
計	職員数	4,524 [20,111]	4,496 [20,263]	4,510 [20,240]	4,479 [20,174]	
	対基準年増減		△ 28 [152]	△ 14 [129]	△ 45 [63]	

注1 計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間です。

2 [] 内の数値は、イベント対応などの増員分及び育児休業代替職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、令和6年12月1日から令和7年11月30日まで（会計年度任用職員にあっては、令和6年12月2日から令和7年6月1日、令和7年6月2日から令和7年12月1日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和6年12月2日から令和7年6月1日、令和7年6月2日から令和7年12月1日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和6年12月2日から令和7年6月1日、令和7年6月2日から令和7年12月1日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(エ) 警察本部長

令和7年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、令和7年4月1日から令和7年9月30日まで及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。評価結果は、人事異動、昇任、昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月（会計年度任用職員にあっては、15日）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及

び確認者が、職務遂行能力、適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和7年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	令和6年度 の人件費率
令和7年度	人 1,279,431	千円 766,093,163	千円 4,348,984	千円 163,744,751	% 21.4	% 22.2

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

令和8年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和8年度	人 22,006	千円 4,220,171	千円 86,343,755	千円 14,421,982	千円 37,020,301	千円 142,006,209	千円 6,453

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

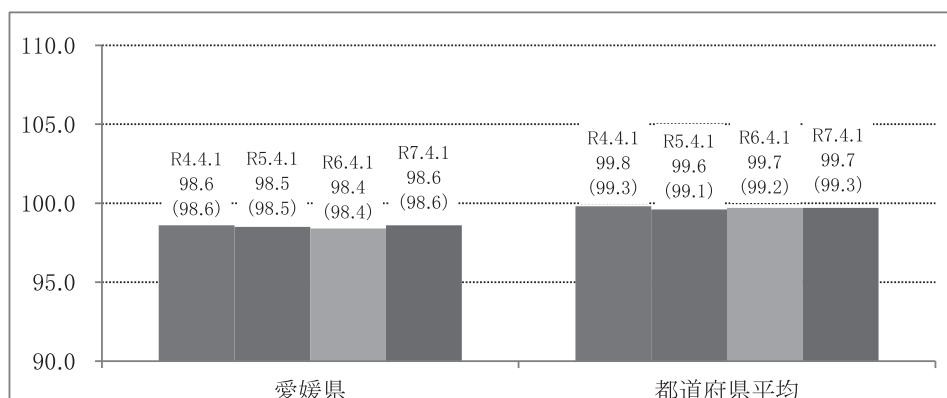
2 職員数は、令和8年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む。）であり、令和8年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の令和7年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.6と国よりも低くなっており、都道府県平均（99.7）を1.1ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が76.7%（令和7年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.4%（令和7年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

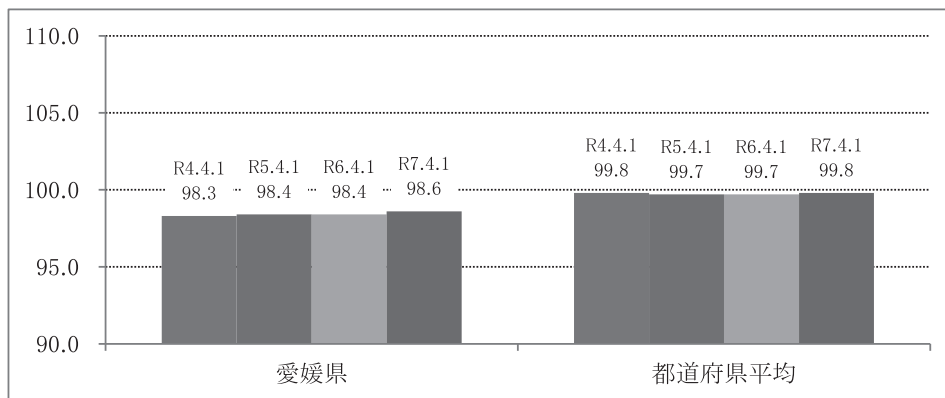


- 注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 注2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 注3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(エ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和7年4月1日におけるパーシェ指数は、98.6と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和8年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,146人、再任用短時間勤務職員356人及びフルタイム会計年度任用職員371人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,028人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）4,216人（23.4パーセント）、技能労務職147人（0.8パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職2,286人（12.7パーセント）、中学校・小学校教育職6,856人（38.0パーセント）及び公安職2,476人（13.7パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者(税務職員等を除く。))

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額
愛 媛 県	41.6歳	334,552円	424,942円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	56.6歳	344,537円	376,190円
うち 用務員	55.2歳	344,126円	379,179円
うち 自動車運転員	61.9歳	276,863円	313,033円

うち 学校給食員	57.6歳	351,499円	384,366円
-------------	-------	----------	----------

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.3歳	398,834円	452,500円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.7歳	382,161円	419,357円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	39.0歳	361,063円	479,558円

注1 平均給料月額とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

令和8年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	239,073円	総合職（大卒） 242,000円
			一般職（大卒） 232,000円
	高校卒	207,981円	一般職（高卒） 200,300円
技 能 労 務 職	高校卒	206,271円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	280,397円	—
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	280,397円	—
公 安 職	大学卒	270,265円	総合職（大卒） 277,700円
			一般職（大卒） 269,200円
	高校卒	241,387円	一般職（高卒） 230,400円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

令和8年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	295,930円	368,976円	395,186円	410,526円
	高校卒	266,278円	336,200円	376,389円	393,484円
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	356,169円	420,211円	447,889円	458,630円
	高校卒	—	—	—	433,074円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	355,792円	409,919円	428,403円	444,632円
	高校卒	—	—	—	—

公 安 職	大学卒	315,559円	404,647円	429,068円	433,668円
	高校卒	301,695円	371,106円	410,501円	410,472円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

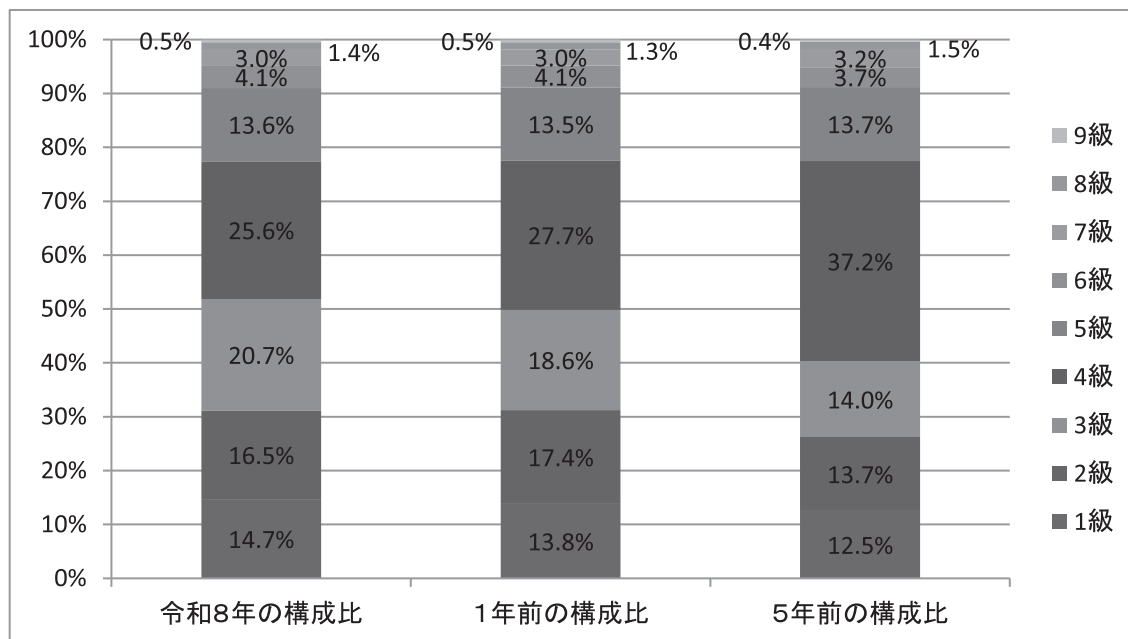
一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

令和8年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	588人	14.7%	197,013円	269,963円
2級	主事・技師	660人	16.5%	243,500円	318,764円
3級	主任・係長	825人	20.7%	278,013円	366,458円
4級	専門員	1,021人	25.6%	311,720円	402,178円
5級	課長補佐・主幹	542人	13.6%	334,662円	411,535円
6級	課長	163人	4.1%	369,074円	429,647円
7級	参事	121人	3.0%	423,308円	465,870円
8級	局長	55人	1.4%	474,825円	504,609円
9級	部長	20人	0.5%	528,556円	558,742円
計		3,995人	100%		

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 2 本来の給料月額7割水準に設定される職員及び暫定再任用職員は含んでいません。
 3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和7年度普通会計決算ベースの額（フルタイム会計年度任用職員を除く。）です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（令和7年度決算）		－	
1,609千円			
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425 月分)	(1.025 月分)	(1.425 月分)	(1.025 月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.125月分、勤勉手当2.525月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和8年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～45%加算）		
	自己都合	勤奨・定年			
1人当たり平均支給額	3,359 千円	22,034 千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和7年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（令和8年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、埼玉県さいたま市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

支 給 実 績（令和7年度決算）			60,091千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			732,817円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	28人	16%
医師以外	東京都（特別区）	20%	33人	20%
	大阪府（大阪市）	16%	10人	16%
	埼玉県（さいたま市）	13%	1人	13%
	広島県（広島市）	8 %	2人	8 %
	香川県（高松市）	4 %	4人	4 %

注 支給対象職員数は、令和8年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（令和7年度決算）		1,222,469千円		
支給職員1人当たり平均支給額（令和7年度決算）		113,254円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		58.1%		
手当の種類（手当数）		54		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	691千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	①伝染病患者等の救護作業伝染病菌の付着した物件等の処理作業 ②伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（③以外） ③伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（鳥インフルエンザに係る患畜等のと殺作業）	15千円	①②日額 290円 ③日額 1,470円
		特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるもの	0千円	日額 1,500円 又は 日額 4,000円 （緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの）
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	934千円	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	1千円	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	276千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護及び心理判定作業 ②重症心身障害児等又は精神疾患を有する入院患者の看護作業等 ③知的障害者の心理判定作業 ④精神障害者等の看護作業等及び心理判定作業	15,303千円	①日額 950円 ②～④日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	7,426千円	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	63,841千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	5,741千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	29,879千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	177千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	25,816千円	日額 340円

身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇若しくは皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛又は内閣総理大臣、国賓等の警護作業 ②皇族の警衛の作業（①を除く。）	564千円	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円 ③日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	329千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	6,147千円	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,867千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,201千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	2千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	48,416千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	20千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①統括検視官又は警察本部刑事部捜査第一課検視官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	32,347千円	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質（サリン等）の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,244千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	355千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の作業 ②異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 ③人事委員会が①及び②に相当すると認める作業	0千円	①③日額 840円又は1,080円 ②日額 710円又は1,080円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	30千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	1,085千円	日額 2,200円～8,400円

社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司 保健師	①要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等の業務 ②児童等に面接して行う相談等の業務	8,897千円	①日額 510円 ②日額 950円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	30千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,219千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,467千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	3千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	26千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	951千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	18,556千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,481千円	日額 730円 (B S E 検査：810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	0千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	1,677千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②女性相談支援センター又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	39千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談援助業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	420千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務(整備士) ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務(①及び②以外)	4,060千円	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円
災害応急作業等手当	当該作業等に従事する職員	①異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 (1)巡回監視 (2)応急作業等 ②異常な自然現象により重大な災	410千円	①(1)日額 710円又は1,080円 (2)日額 1,080円 ②③日額 710円又は1,080円

		害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 ③人事委員会が①及び②に相当すると認める作業		
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 ③本部長指示による居住制限区域において行う作業	0千円	①日額40,000円～3,300円 ②屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 ③屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	①20,000円 ②10,000円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	179千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	940千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	870千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	0千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	455,704千円	①②日額 8,000円 ③日額 5,100円 ④日額 5,100円 ⑤日額 3,900円又は2,600円 ⑥日額 1,125円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	92,859千円	日額 200円

面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	0千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	373,420千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,238千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	82千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和7年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和7年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算額）	3,924,080千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	568千円
支給実績（令和6年度決算額）	4,011,501千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	588千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	・子 13,000円 ・父母等 6,500円 (満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算)	同	－	1,652,086千円	236,926円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額－23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	異	国： ・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円超61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円（支給限度額）	1,492,538千円	264,447円
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：417,600円	同	－	76,573千円	1,255,295円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：150,000円	同	－	1,728,958千円	116,711円

		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道100km以上66,400円	異	国： 2,000円 ～66,400円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000円＋加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円	同	－	203,122千円	365,327円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	－	1,344,850千円	701,539円
特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	－	25,951千円	223,720円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			100,553千円	308,443円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の3から100分の7を乗じた額			31,115千円	293,539円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (定時制通信教育手当との併給調整あり。)			106,926千円	309,931円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,600円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			641,139千円	59,741円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			32,145千円	229,607円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,700円／1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	－	466,825千円	174,123円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて2,500円～12,000円／1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	－	34,029千円	63,134円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	－	142,896千円	87,452円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,320,000円
	副 知 事	1,010,000円
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	820,000円

期末手当	知事	(令和7年度支給割合)
	副知事	3.50月分
	議長	(令和7年度支給割合)
	副議長 議員	3.50月分
退職手当		(算定方式) (支給時期)
	知事	132万円×在職月数×0.481(任期毎)
	副知事	101万円×在職月数×0.365()

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来72年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2基)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所(10基)において、最大出力66,936キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 1,994,934	千円 1,096,148	千円 424,864	% 21.3	% 21.8

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和8年度	人 83	千円 28,243	千円 337,122	千円 87,014	千円 182,717	千円 635,096	千円 7,652

注1 職員数及び給与費は、令和8年度当初予算に計上された数値(定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和8年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

県営電気事業に従事する令和8年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員1人及びフルタイム会計年度任用職員7人を含まない。)は、63人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	45歳2月	355,441円	429,979円 (565,676円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（令和7年度）			1人当たり平均支給額（令和7年度）		
1,854千円			1,688千円		
（令和7年度支給割合）			（令和7年度支給割合）		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.525 月分		2.125 月分	2.525 月分		2.125 月分
(1.425 月分)		(1.025 月分)	(1.425 月分)		(1.025 月分)
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.125月分、勤勉手当2.525月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
自己都合			自己都合		
1人当たり平均支給額	21,879 千円		1人当たり平均支給額	3,359 千円	22,034 千円

注 1人当たり平均支給額は、令和7年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		79千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		4,157円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		32.2%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等	千円 78	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円

		⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務		
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 1	日額 650円
災害応急作業等手当	公営企業管理局に勤務する職員	重大な災害が発生し又は発生するおそれがある現場において行われる次の作業 ①医療救護活動の業務、避難所運営若しくは罹災証明交付支援の業務 ②災害応急対策に係る連絡調整	千円 0	①日額 1,080円 ②日額 710円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	24,038千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	534千円
支給実績（令和6年度決算）	26,662千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	580千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 8,656	円 240,431
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 5,409	円 300,478
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 4,075	円 94,764
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 1,992	円 398,400
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 6,944	円 771,600
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 256	円 36,571
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	－	千円 2,799	円 279,924

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来62年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道の2地区において、計画給水量193,420立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 717,741	千円 535,865	千円 135,932	% 18.9	% 18.2

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和8年度	人 23	千円 11,901	千円 103,077	千円 21,602	千円 47,047	千円 183,627	千円 7,984

注1 職員数及び給与費は、令和8年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和8年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する令和8年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人及びフルタイム会計年度任用職員3人を含まない。）は、15人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	52歳1月	394,222円	469,236円 (619,589円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）	愛 媛 県
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,869千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,688千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425 月分) (1.025 月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425 月分) (1.025 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.125月分、勤勉手当2.525月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛媛県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20％加算）			定年前早期退職特別措置（2～20％加算）		
	自己都合			自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	20,814 千円		1人当たり平均支給額	3,359 千円	22,034 千円

注 1人当たり平均支給額は、令和7年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		4千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		554円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		46.7％		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 4	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円
災害応急作業等手当	公営企業管理局に勤務する職員	重大な災害が発生し又は発生するおそれがある現場において行われる次の作業 ①医療救護活動の業務、避難所運営若しくは罹災証明交付支援の業務 ②災害応急対策に係る連絡調整	千円 0	①日額 1,080円 ②日額 710円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	8,848千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	804千円
支給実績（令和6年度決算）	9,061千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	755千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 1,560	円 156,000
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 1,370	円 274,080
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 2,089	円 130,583
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 720	円 360,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 2,569	円 642,300
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 113	円 16,114
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 9	円 4,500
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	－	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来69年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,504床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率（B/A）	令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 54,715,398	千円 △ 3,740,983	千円 20,533,993	% 37.5	% 37.8

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費31,437千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和8年度	人 2,781	千円 433,754	千円 10,370,831	千円 5,909,635	千円 4,419,660	千円 21,133,880	千円 7,599

注1 職員数及び給与費は、令和8年度当初予算に計上された数値（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和8年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

県営病院事業に従事する令和8年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員39人及びフルタイム会計年度任用職員574人を含まない。）は、2,068人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳11月	627,173円	1,304,420円 (1,510,757円)
看 護 師	40歳6月	344,505円	430,377円 (562,690円)
事務職員	40歳6月	329,776円	442,522円 (568,675円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1人当たり平均支給額（令和7年度）	
1,739千円		1,688千円	
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分	2.525月分	2.125月分
（1.425月分）	（1.025月分）	（1.425月分）	（1.025月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.125月分、勤勉手当2.525月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）				愛 媛 県			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	

その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医 師	1,570 千円	22,576 千円		3,359 千円	22,034 千円
看護師	1,555 千円	19,273 千円			
その他	531 千円	21,318 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、令和7年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支 給 総 額（令和7年度決算）		305,677千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		1,005,516円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		16%	293人	16%

注1 支給対象職員数は、令和8年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		635,388千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		372,880円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		84.5%		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 0	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,516	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 9,712	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 0	日額 290円
	病院において特定新型インフルエンザ感染症患者等の診療、看護等に従事する職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるもの	千円 0	日額 4,000円以内
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 153	日額 320円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 379,464	①1回 2,150円から3,550円まで（月9回以上従事した場合は9回目以降は4,300円から7,100円まで）、勤務時間が深夜の全部を含む場合は、1回 7,300円 ②1回 860円 ③1回 1,620円

航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 616	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 44,353	1時間当たりの給与額× 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 22,770	1回 5,000円から20,000円
救急病院看護業務手当	病院に勤務する看護職員	当該職員の担当する看護業務	千円 174,804	月額 12,000円
災害応急作業等手当	公営企業管理局に勤務する職員	重大な災害が発生し又は発生するおそれがある現場において行われる次の作業 ①医療救護活動の業務、避難所運営若しくは罹災証明交付支援の業務 ②災害応急対策に係る連絡調整	千円 0	①日額 1,080円 ②日額 710円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	2,134,839千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	1,066千円
支給実績（令和6年度決算）	2,123,701千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,059千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 187,728	円 253,687
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 196,475	円 275,561
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 149,441	円 102,077
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 9,600	円 384,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 66,157	円 1,050,114
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円)	異	医師への加算	千円 1,048,119	円 3,447,760
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 73,114	円 297,210
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	－	千円 16,640	円 268,382
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	－	千円 223,965	円 194,414

(エ) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	830,000円
期末手当	(令和7年度支給割合) 3.5月分

退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	83万円×在職月数×0.24 (任期毎)	

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和7年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和7年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	12.5	9.6	10.6	14.3	13.5	12.5	13.5

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和7年度中に新たに育児休業を取得した職員数は、656人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	140	93	2	0	296	125	656

注 会計年度任用職員を含む。

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和7年度中に新たに部分休業を取得した職員数は、126人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	49	27	49	1	126

注 会計年度任用職員を含む。

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和7年度中に新たに育児短時間勤務した職員数は、88人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児短時間勤務者数	21	31	35	1	88

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。令和7年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員数は1人です。

(単位：人)

区 分	公営企業管理者	合 計
自己啓発等休業者数	1	1

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和7年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員数は、1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
配偶者同行休業者数	1	1

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和7年度中に新たに修学部分休業を取得した職員数は、1人です。

(単位：人)

区 分	公営企業管理者	合 計
修学部分休業者数	1	1

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和7年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和7年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分 of 状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和7年度における分限処分数は、533件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	1	0	1
休 職	144	80	3	255	50	532
降 任	0	0	0	0	0	0
合 計	144	80	3	256	50	533

注 会計年度任用職員を含む。

イ 懲戒処分状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和7年度における懲戒処分数は、15件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	1	0	3	0	4
停 職	0	0	3	1	4
減 給	1	0	3	1	5
戒 告	0	0	2	0	2
合 計	2	0	11	2	15

注 会計年度任用職員を含む。

(7) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和7年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
業務の適正な執行について	適正な業務の執行を図るため、根拠規定の確認や職員間情報共有の徹底について注意喚起を行いました。
交通事故等の防止について	本県の交通死亡事故の多発傾向が長期間にわたり継続し、「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されたことを受けて、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について	参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	職員が傷害の疑いにより逮捕されるという事案が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。
交通事故等の防止について	令和8年4月1日から、改正道路交通法が施行され、自転車への交通反則通告制度が導入されることから、飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について周知徹底を行いました。

網紀の保持及び服務規律の確保について

網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 網紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な応対要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
網紀の保持及び服務規律の確保について	職員が傷害の疑いにより逮捕されるという事案が発生したことを受け、網紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の徹底について	窃盗及び電子メールの誤送信による個人情報流出するという事案が発生したことを受け、網紀の保持及び服務規律の徹底について注意喚起を行いました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い、住民の信頼を損なうことがないように通知を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について	県外の教職員が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案を受け、服務規律の確保の徹底を図りました。
参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について	参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
交通事故等の防止について	令和8年4月1日から、改正道路交通法が施行され、自転車への交通反則通告制度が導入されることから、飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について周知徹底を行いました。
私費会計等の適正な取扱い並びに網紀の保持及び服務規律の確保について	校内での窃取・横領事案が発生したことを受け、私費会計等の適正な取扱い並びに網紀の保持及び服務規律の確保について注意喚起を行いました。
校外活動等における事故防止について	運動部の遠征中において、顧問が運転し、生徒が同乗する乗用車が交通事故を起こすという事案が発生したことを受け、安全対策の再点検、安全に配慮した活動計画の策定、事故防止、緊急時の連絡体制等の確認について徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	不同意性交の疑いで逮捕されるという事案が発生したことを受け、網紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。

綱紀の保持及び服務規律の確保について	綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	窃盗行為及び体罰という事案が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	18歳未満の者に対する不適切な行為及び交通違反（53km／hの速度超過）という事案が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い、住民の信頼を損なうことがないよう通知を行いました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	生徒に対するわいせつな言辞等及び交通事故（人身事故）という事案が発生したことを受け、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図りました。

ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱に基づき、防止対策の実効性を高めるためハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に通知の上、効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	毎年11月をハラスメント防止月間に指定しており、ハラスメント相談窓口を含む各種制度の周知及び利用促進、職員への意識啓発の促進及び教養（ミニテスト）を実施しました。また、同期間中に、副署長・次長級以上の職員を対象としたハラスメント研修会を実施しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発 出	ハラスメント事案を認知した場合、服務だより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
ハラスメント防止対策の更なる徹底	ハラスメント事案の背景・要因を分析し、ハラスメント防止対策の推進の更なる徹底を指示しました。また、ハラスメントの兆しを把握した場合の公正かつ客観的な事実に基づいた対応及び確実な組織報告の徹底を指示しました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するように指示しました。
利害関係者等との交際に係る職務の公正の保持の徹底	利害関係者等との交際の在り方について、県民に疑惑や不信を抱かれることがないよう、関係法令等の遵守及び職務の公正の保持の徹底を指示しました。
非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	身上把握の徹底、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の未然防止に資する業務改善、非違事案の再発防止対策等について指示しました。
非違事案の再発防止対策	昨年度、業務上の非違事案が一定数発生したことを受け、教養の徹底・業務体制の構築・業務の見直しなどを図るとともに、職員一人一人が規律を厳正に保持するよう指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	多角的な身上把握及び生活指導の徹底、基本の厳守と適正な業務管理、飲酒に起因する各種非違事案の防止及び交通事故・違反等の防止について指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	基本を厳守した業務管理の徹底、飲酒に起因する各種非違事案の防止、交通事故・違反等の防止、殉職受傷事故の防止について指示しました。

人事異動期における規律の保持と各種非違事案防止	業務上の重点事項（未処理案件の確実な引継ぎ、物品及び文書の適正な管理、県民等に対する適切な窓口対応等）やその他の重点事項（飲酒に起因する非違事案の絶無、交通事故・違反防止、情報流出事案の防止）について指示しました。
愛媛県警察「職務倫理の日」の取組	毎月25日に、職務倫理に関するテーマを設定の上、各所属において、幹部による教養や小集団討議等、積極的な取組を促し、職員の高い倫理観の涵養に努め、誇りと使命感を持って職務にまい進していくよう指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させるため、迅速な表彰上申に努めました。
教養資料の発出	全国の懲戒処分事例や県下における非違・不適正事案の発生状況をもとに、全職員に対する非違事案の絶無に向けた各種教養資料を作成、発出しました。
「ストップ事故通信」の発出	全職員に対し、交通事故の発生状況を踏まえ、発生頻度の高い事故類型の原因及び防止方策等について周知し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和7年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規再任用職員、新規会計年度任用職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	18コース 参加者2,551人
ステージアップ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間（ステージ）と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	27コース 参加者 995人
指導者養成研修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 296人
復帰者支援研修	育児休業者が職場復帰するにあたり抱く不安の解消と、職場への円滑な適応を図るため、育休復帰準備講座を実施	1コース 参加者 9人
部 局 研 修	新たに会計、土木業務等に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	8コース 参加者 223人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁（11人）や自治大学校（5人）、民間企業等（6人）へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に

努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（4人）や海外の学会等（12人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修（22コース、809人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。（15人）

このほか、事務職・医療職の対象職員に、愛媛県研修所において実施される各種研修を受講させました。

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、愛媛県研修所において実施する研修等を受講させました。（11人）

(エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、愛媛県研修所において実施する研修等を受講させました。

(オ) 代表監査委員

監査事務局職員に必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、専門機関が実施する研修を受講するとともに、四国4県及び全国の監査関係組織の研修会等を通じて連携を図りました。（18人）

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 18コース 参加者 1,419人
		〔県立学校教職員〕 25コース 参加者 418人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 31コース 参加者 10,456人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 2,178人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 269コース 参加者 10,750人
		〔県立学校教職員〕 91コース 参加者 4,512人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 68人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 24人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 9人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 3人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和7年度は、採用時教養（6期 186人）、専科等（46期 493人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（136人）、警察大学校等（144人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和7年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、情報機器作業従事者検診、各種がん検診、ストレスチェック等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

○各種健康診断の実施状況（令和7年度）

（知事等）

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,717人	一次検査 ※受診率 99.9%
	特別定期健康診断	1,656人	放射線業務従事職員健診、特定化学物質等使用職員健診、有機溶剤使用職員健診、酸等使用職員 歯科健診、深夜業務等従事職員健診
	ストレスチェック	7,186人	※受検率 95.3%
そ の 他 検 診		206人	振動業務従事者健診、情報機器作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員健診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	7,775人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	2,729人	人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3,445人	一次検査 ※受診率 99.9%
	特別定期健康診断	88人	特定化学物質等使用職員健診、有機溶剤使用職員健診、じん肺健康診断、酸等使用職員歯科健診
	ストレスチェック	4,112人	※受検率 99.9%
そ の 他 検 診		253人	振動業務従事者健診、情報機器作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	7,141人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,644人	人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	277人	一次検査 ※受診率 99.6%
	特別定期健康診断	0人	有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	391人	※受検率 99.5%
そ の 他 検 診		0人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	562人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	184人	人間ドック、腹部超音波検診

(警察本部長)

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,553人	一次検診 ※受診率 100%
	特別定期健康診断	714人	有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診、特定化学物質業務従事者検診
	ストレスチェック	2,899人	※受検率 100%
そ の 他 検 診		119人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	2,654人	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,145人	人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック（令和5年3月改訂）」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を行いました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総 括 安 全 衛 生 委 員 会	1
	安 全 衛 生 委 員 会	12
	衛 生 委 員 会	11
公 営 企 業 管 理 局	衛 生 委 員 会	5

教 育 委 員 会	総 括 安 全 衛 生 委 員 会	1
	衛 生 委 員 会	68
警 察 本 部 長	安 全 衛 生 委 員 会	18

(ウ) その他
職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和7年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、スポーツ施設、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、退職準備セミナー等のライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合・互助会と共同で、ライフサイクルプラン研修、ライフサポートセミナーを開催し、ライフプランの支援事業を行いました。さらに、共済組合において、感染症予防ワクチン接種助成等を、互助会においてカフェテリアプラン事業助成、永年勤続旅行助成等を、それぞれ行いました。

○共済組合福祉事業
令和7年度実績

区 分		利用者数
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 7,825人 被扶養者数 5,223人	健 診 事 業	10,753人
	健 康 づ く り 事 業	11,911人
	愛 媛 診 療 所	849人
	貸 付 累 計 件 数	545件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 14,966人 被扶養者数 8,661人	健 診 事 業	3,722人
	健 康 づ く り 事 業	3,540人
	そ の 他 事 業	3,316人
	にぎたつ会館（利用補助）	7,165人
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,999人 被扶養者数 3,795人	貸 付 累 計 件 数	919件
	健 診 事 業	4,518人
	健 康 づ く り 事 業	943人
	そ の 他 事 業	245人
	貸 付 累 計 件 数	309件

○互助会事業実績
令和7年度実績 (千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 6,411人 会員掛金 141,517千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業等	62,371
教育委員会 会 員 数 11,573人 会員掛金 330,541千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	26,470
警察本部長 会 員 数 3,003人 会員掛金 68,448千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導助成、事件検挙助成等	53,922

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

○令和7年度実績 (千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	2,346,201	4,052,649	1,078,957
直 営 保 健 給 付	2,296	30,500	0
休 業 給 付	312,794	572,733	88,765
災 害 給 付	0	0	300
附 加 給 付	22,723	36,192	14,340
一部負担金払戻金等	35,392	68,306	12,933
計	2,719,406	4,760,380	1,195,295

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	59,004
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	351,581
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	2,825

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	192	290	286	694

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和7年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、139件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	17	12	44	47	120
通 勤 災 害	7	2	6	4	19
合 計	24	14	50	51	139

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和7年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができること

とされています。令和7年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規とし、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

令和7年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称		受験資格（令和7年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年 月 日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験		・ 年齢21（20）歳以上34歳未満の者 ※保健師及び保健師（警察）は20歳以上34歳未満の者 ・ 年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を	7.4.21～5.15	〔第1次〕 7.6.15 〔第2次〕 7.7.3～7.23
	早期募集型	有する者又は取得する見込みの者	7.3.5～3.25	（第1段階選抜） 7.3.5～4.6 〔第1次〕 7.3.5～4.21 〔第2次〕 7.5.25～6.5
	秋期募集型	・ 年齢21歳以上34歳未満の者 ・ 年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を 有する者又は取得する見込みの者	7.8.27～9.16	（第1段階選抜） 7.8.27～9.28 〔第1次〕 7.8.27～10.12 〔第2次〕 7.11.15～11.17
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	春期募集型	・ 年齢21歳以上48歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を 有する者又は取得する見込みの者	7.3.5～3.25	（第1段階選抜） 7.3.5～4.13 〔第1次〕 7.3.5～4.27 〔第2次〕 7.6.7
	秋期募集型		7.8.27～9.16	（第1段階選抜） 7.8.27～10.5 〔第1次〕 7.8.27～10.26 〔第2次〕 7.11.29～11.30
愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	7.8.1～8.26	〔第1次〕 7.9.28 〔第2次〕 7.10.22～10.31
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	司書	・ 年齢21歳以上34歳未満の者 ・ 年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、司書の資格を有する者又は取得する見込みの者		

	保育士	年齢19歳以上34歳未満の者で、保育士の資格を有する者又は取得する見込みの者		
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	7.9.1～9.24	〔第1次〕 7.11.2 〔第2次〕 7.11.25～12.4
愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験[通常型]	男性	年齢17歳以上34歳未満の男子で、大学卒業者又は大学卒業見込みの者	7.3.5～3.31	〔第1次〕 7.5.11 〔第2次〕 7.6.3～6.11
	女性	年齢17歳以上34歳未満の女子で、大学卒業者又は大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験[基礎能力型]	男性	年齢18歳以上35歳未満の男子で、大学卒業者又は大学卒業見込みの者		〔第1次〕 7.4.19～5.11 〔第2次〕 7.6.3～6.11
	女性	年齢18歳以上35歳未満の女子で、大学卒業者又は大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験	男性	年齢17歳以上32歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	7.7.14～8.8	〔第1次〕 7.9.21 〔第2次〕 7.10.8～10.14
	女性	年齢17歳以上32歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	70	371	277	213	167	95	2.9倍
学校事務	14	44	33	29	27	17	1.9倍
警察事務	10	68	50	26	22	20	2.5倍
警察事務（情報）	1	2	2	2	2	1	2.0倍
総合土木	19	17	14	13	12	12	1.2倍
建築	1	1	1	1	1	0	－
建築（警察）	1	1	0	－	－	－	－
農業	11	34	24	21	20	15	1.6倍
畜産	1	5	4	4	3	2	2.0倍
林業	7	12	10	9	8	8	1.3倍
水産	3	11	8	6	4	3	2.7倍
電気・電子	4	9	6	5	5	4	1.5倍
化学	5	12	10	9	5	4	2.5倍
薬剤師（行政）	2	1	0	－	－	－	－
薬剤師（病院）	4	5	5	5	4	4	1.3倍
衛生監視員	3	9	6	5	4	3	2.0倍
福祉	6	15	13	12	11	9	1.4倍
心理	2	11	10	5	5	3	3.3倍
保健師	10	27	25	24	22	12	2.1倍
管理栄養士	4	27	26	9	9	4	6.5倍
鑑識（法医）	1	5	5	5	4	2	2.5倍
計	179	687	529	403	335	218	2.4倍

b 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔早期募集型〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	30	311	284	85	59	42	6.8倍
総 合 土 木	6	11	11	8	6	6	1.8倍
建 築	1	6	6	5	4	4	1.5倍
林 業	1	3	2	1	1	1	2.0倍
化 学	5	17	15	8	7	5	3.0倍
薬 剤 師（行政）	2	3	3	3	3	3	1.0倍
薬 剤 師（病院）	3	4	4	4	4	4	1.0倍
福 祉	1	6	6	4	4	2	3.0倍
計	49	361	331	118	88	67	4.9倍

c 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔秋期募集型〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	若干名	189	170	15	11	6	28.3倍
総 合 土 木	11	16	15	12	10	10	1.5倍
建 築	若干名	7	6	5	5	4	1.5倍
林 業	若干名	5	5	4	4	3	1.7倍
化 学	若干名	16	12	11	9	6	2.0倍
薬 剤 師（行政）	若干名	3	3	3	3	3	1.0倍
薬 剤 師（病院）	若干名	2	2	2	2	2	1.0倍
衛 生 監 視 員	若干名	12	12	8	7	2	6.0倍
福 祉	若干名	4	3	3	3	2	1.5倍
計	11	254	228	63	54	38	6.0倍

d 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔春期募集型〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	7	124	99	19	19	10	9.9倍
総合土木（U I J ターン枠）	若干名	5	5	4	4	3	1.7倍
農 業	若干名	10	9	4	4	1	9.0倍
林 業	若干名	1	1	1	1	1	1.0倍
電 気 ・ 電 子	若干名	4	4	1	1	1	4.0倍
福 祉	若干名	1	1	1	1	0	－
保 健 師	若干名	1	1	1	1	0	－
計	7	146	120	31	31	16	7.5倍

e 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔秋期募集型〕

（単位：人）

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	6	173	122	15	15	7	17.4倍
総合土木（U I J ターン枠）	若干名	2	2	2	2	2	1.0倍
農 業	若干名	13	11	5	5	1	11.0倍
林 業	若干名	1	1	1	1	0	－
電 気 ・ 電 子	若干名	5	4	2	2	0	－
福 祉	若干名	0	－	－	－	－	－

保健師	若干名	2	2	1	1	1	2.0倍
計	6	196	142	26	26	11	12.9倍

f 愛媛県職員採用候補者（初級）試験（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	12	60	56	28	27	15	3.7倍
警察事務	7	36	34	20	18	14	2.4倍
計	19	96	90	48	45	29	3.1倍

g 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
司書	2	21	20	7	6	2	10.0倍
保育士	2	2	1	1	1	1	1.0倍
計	4	23	21	8	7	3	7.0倍

h 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	3	23	21	11	10	4	5.3倍

i 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験〔通常型〕（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	32	126	96	80	71	64	1.5倍
警察官（女性）	8	39	31	30	22	16	1.9倍
計	40	165	127	110	93	80	1.6倍

j 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験〔基礎能力型〕（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	13	22	18	17	7	6	3.0倍
警察官（女性）	4	8	8	8	6	6	1.3倍
計	17	30	26	25	13	12	2.2倍

k 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	37	109	84	68	65	62	1.4倍
警察官（女性）	11	45	40	25	25	22	1.8倍
計	48	154	124	93	90	84	1.5倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められていますが、令和7年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

ア) 採用選考（単位：人）

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
	1	主事・技師	14	87	11		112
	2	主事・技師	1		8		9

行 政 職	3	係 長	12	1	8		21
	4	専 門 員	4		15		19
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹	2		1		3
	6	本 庁 課 長	1		10		11
	7	参 事	1		1		2
	8	本 庁 局 長					
	9	本 庁 部 長					
公 安 職	1	巡 査				3	3
	2	主 任				1	1
	3	係 長				5	5
	4	係 長				1	1
	5	課 長 補 佐				5	5
	6	本 部 課 次 長				5	5
	7	本 部 課 長				8	8
	8	参 事 官				1	1
	9	部 長					
研 究 職	1	研 究 員	2				2
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員					
	4	主 席 研 究 員					
	5	機 関 の 長					
医 療 職 (一)	1	技 師	6	17			23
	2	係 長 ・ 医 長	2	23			25
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		1			1
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		4			4
	5	医 監					
医 療 職 (二)	1	技 師		3			3
	2	技 師	4	4			8
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	地 方 機 関 の 長					
医 療 職 (三)	1	技 師					
	2	技 師	1	36			37
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副 看 護 部 長					
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長					
技 能 労 務 職			3				3
合 計			53	176	54	29	312

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	58	1				9	3	71
	7	参 事	36	3		2		3		44
	8	本 庁 局 長	21	1	1	1				24
	9	本 庁 部 長	7							7
公 安 職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長							20	20
	8	参 事 官							11	11
	9	部 長							4	4
研 究 職	2	主 任 研 究 員								
	3	主 任 研 究 員								
	4	主 席 研 究 員								
	5	機 関 の 長								
医 療 職 (一)	2	係 長 ・ 医 長								
	3	保健所課長・病院部長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		14						14
医 療 職 (二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	地 方 機 関 の 長	3	1						4
医 療 職 (三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看護部長・地方機関の長	1	1						2
合 計			126	21	1	3	0	12	38	201

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	15
警 部	
警 部 補	
巡 査 部 長	
合 計	15

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	令和7年10月6日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

令和7年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均11,010円（3.07%）下回っています。

民間給与 (A)	369,710円	較 差 (A - B) 11,010円 (3.07%)
県職員給与 (B)	358,700円	

b 特別給（期末・勤勉手当）

民間における年間支給割合は4.64月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.60月分が、民間における年間支給割合を0.04月分下回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

- ① 給料表については、人事院勧告の内容（若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定）を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定し（行政職の平均改定率3.06%）、初任給は大幅に引き上げます。
- ② ①の実施時期は、令和7年4月1日とすべきです。

(b) 初任給調整手当

- ・医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額 月額 416,600円 → 417,600円
- ・上記以外の医師・歯科医師の支給限度額 月額 51,600円 → 52,100円
- ・獣医師の支給限度額 月額 50,800円 → 51,300円

(c) 通勤手当

- 交通用具使用者に係る通勤手当については、長距離通勤者の自己負担を軽減する観点から、以下のとおり改定すべきです。
- ・1箇所当たりの支給額を引き上げ（+800円～15,800円）
 - ・100km以上（66,400円）の距離区分を新設
 - ・駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（1箇所当たり上限5,000円）

(d) 宿直手当及び日直手当

- ・通常の宿日直勤務 1回 4,400円 → 4,700円
- ・医師が行う宿日直勤務 1回 21,000円 → 22,500円

(e) 特別給

令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分（令和8年度以降は年間でそれぞれ0.025月分）引き上げるべきです。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成・定着と「選ばれる」職場の実現

複雑化・高度化する行政課題を的確に捉え、将来の目指すべき姿に向けて果敢に挑戦できる高い使命感と資質を持った多様で有為な人材を確保し、その人材がやりがいを持って働き続けられる環境を整えることで、「選ばれる」職場を実現していくことが極めて重要です。

引き続き、効果的な情報発信に努めながら、試験制度について時代に即したものとなるよう検討し、受験者確保により積極的に取り組むほか、人材育成に資する人事管理、働くことのやりがいや意義、仕事を通じた成長が実感できる職場づくりを進めることが重要です。

若い世代の意識の変化に対応した柔軟な勤務環境や、女性職員が能力・個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境の整備に取り組むことが重要です。

b 仕事と家庭生活の両立支援の推進

妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇・休業等の両立支援制度について、積極的な周知・啓発を図るほか、働き方のニーズの多様化等を踏まえた勤務環境の更なる充実に注力することが必要です。

テレワーク、フレックスタイム制など、柔軟で多様な働き方に対応した勤務制度の整備・充実や、兼業制度等を活用し、職員が主体的なキャリア形成や自己実現の追求等が可能となるよう、職務の公正の確保や職員の職務専念義務等に留意しつつ公務外での自発的な活動を後押しする環境の整備により、全ての職員が個々の事情に応じた働き方を選択でき、最大限にその能力を発揮しうる職場づくりに積極的に取り組むことが必要です。

c 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、公務能率の向上、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立だけでなく、「選ばれる」職場を実現し、多様で有為な人材を確保するためにも極めて重要かつ喫緊の課題です。

超過勤務を縮減するため、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証結果等を踏まえたより実効性ある対策を早急に講じることが必要です。

改正教員給与特別措置法の趣旨等も十分に踏まえ、学校における教員の働き方改革をより強力に推し進めていくことが必要です。

職員の睡眠時間を含む生活時間を十分に確保し、健康維持や仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するため、勤務間のインターバル確保に向けた取組の浸透を図ることが重要です。

引き続き年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組むことが必要です。

d 職員の健康管理

長期の病気休暇取得者等のうち精神疾患による者の割合が半数を超える状況が続いていることから、ストレスチェック制度の効果的な活用や、職員の労働時間の適切な把握により、健康リスクが高い状況にある職員の早期発見や病気休暇取得者等の円滑な職場復帰等に向けたきめ細かなフォローアップ等に一層努めることが必要です。

近年、問題となっているカスタマーハラスメントの対応に関する指針の作成や研修の実施に取り組むとともに、事案が発生した際には組織として対応し、その内容に応じて迷惑行為を受けている職員の救済を図ることが必要です。

e 高齢層職員の活躍推進

少子化の進行に伴い、生産年齢人口が減少する中、限られたマンパワーで複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の豊富な知識や経験の積極的な活用がこれまで以上に重要となっており、適材適所の人事配置や、これまで培ってきた知識・経験、専門性を生かして職務に専念しながら、後進にそれらの知見やノウハウを継承できる環境整備に努め、持続可能な組織の構築につなげる必要があります。

役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等といった定年引上げに伴う各種制度等を十分理解し、職員が個々のニーズに合った勤務形態を自ら選択できるよう、引き続き適時適切な情報提供等が必要です。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

当委員会に対する措置要求の状況（県分）は、令和7年度中の要求件数、終結件数及び令和8年度への繰越件数、いずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

当委員会に対する審査請求の状況（県分）は、令和7年度中の請求件数、終結件数及び令和8年度への繰越件数、いずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、職員の苦情を処理することとされています。

当委員会に対する苦情処理の状況（県分）は、前年度からの繰越件数1件、令和7年度中の相談件数7件、処理件数7件、令和8年度への繰越件数1件となっています。

県議会告示

○愛媛県議会告示第4号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月28日議会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月29日

愛媛県議会議長 松尾和久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用の納付の方法） 第18条 前条各号に規定する費用について、納付の方法は、次の各号の定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 省略 (2) 文書等の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第1項に規定する納入通知書又は情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例（令和6年愛媛県条例第28号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた開示請求により得られた納付情報により納付する方法	（費用の納付の方法） 第18条 前条各号に規定する費用について、納付の方法は、次の各号の定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 省略 (2) 文書等の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第1項に規定する納入通知書_____ _____ _____により納付する方法

雑報

○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和7年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和8年9月29日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 脇坂浩之

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額	
資産の部			
Ⅰ 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		643,989,000	
建物	1,863,215,906		
建物減価償却累計額	<u>△ 1,014,496,418</u>	848,719,488	
構築物	31,339,500		
構築物減価償却累計額	<u>△ 16,535,854</u>	14,803,646	
工具器具備品	257,533,252		
工具器具備品減価償却累計額	<u>△ 219,495,133</u>	38,038,119	
図書		285,233,885	
有形固定資産合計		<u>1,830,784,138</u>	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		1	
電話加入権		18,000	
無形固定資産合計		<u>18,001</u>	
固定資産合計			1,830,802,139
Ⅱ 流動資産			
現金及び預金	294,301,336		
未収学生納付金収入	14,241,000		
未収入金	7,132,168		
たな卸資産	910,060		
前払費用	<u>516,385</u>		
流動資産合計			<u>317,100,949</u>
資産合計			<u><u>2,147,903,088</u></u>
負債の部			
Ⅰ 固定負債			
長期繰延補助金等	46,895,553		
長期リース債務	<u>13,179,087</u>		
固定負債合計			60,074,640
Ⅱ 流動負債			
運営費交付金債務	31,733,290		
寄附金債務	9,203,550		
前受共同研究費	2,215,176		
未払金	79,825,959		
リース債務	9,349,491		
未払費用	20,009,150		
預り科学研究費補助金	12,841,551		
預り金	8,273,831		
流動負債合計		<u>173,451,998</u>	
負債合計			233,526,638
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
地方公共団体出資金	<u>2,206,179,000</u>		
資本金合計			2,206,179,000
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金	190,697,581		
減価償却相当累計額 (△)	<u>△ 1,011,874,229</u>		
資本剰余金合計			△ 821,176,648
Ⅲ 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	57,235,414		
教育研究の質の向上並びに組織	8,874,919		
運営及び施設整備の改善積立金	433,697,046		
積立金	<u>29,566,719</u>		
当期未処分利益	(29,566,719)		
(うち当期総利益)			
利益剰余金合計		<u>529,374,098</u>	
純資産合計			<u>1,914,376,450</u>
負債純資産合計			<u><u>2,147,903,088</u></u>

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	138,190,822	
研究経費	46,790,329	
教育研究支援経費	17,917,530	
共同研究費	3,254,184	
受託事業費	4,817,495	
役員人件費	48,076,901	
教員人件費	582,469,526	
職員人件費	140,473,966	981,990,753
一般管理費		87,604,061
財務費用		
支払利息	592,248	592,248
雑損		
雑損	107,562	107,562
経常費用合計		<u>1,070,294,624</u>
経常収益		
運営費交付金収益		785,401,421
授業料収益		228,786,600
入学金収益		37,449,600
検定料収益		7,593,000
共同研究収益		3,254,315
受託事業等収益		4,817,495
寄附金収益		12,422,922
補助金等収益		7,203,372
財務収益		
受取利息	743,513	743,513
雑益		
財産貸付料収益	277,901	
手数料収入	346,300	
物品等売払収入	146,680	
雑益	9,201,724	9,972,605
経常収益合計		<u>1,097,644,843</u>
経常利益		27,350,219
当期純利益		<u>27,350,219</u>
目的積立金取崩額		<u>2,216,500</u>
当期総利益		<u><u>29,566,719</u></u>

(注1) 資本剰余金を減額したコスト等に関する事項

減価償却相当額	70,435,104 円
賞与増加見積額	2,161,143 円
退職給付見積額	30,039,545 円
資本剰余金を減額したコスト等	102,635,792 円

(注2) 科学研究費助成事業等に関する事項

科学研究費助成事業等の直接経費のうち、当期に受け入れた金額は14,570,000円、支出した金額は15,938,997円です。

キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 132,635,692
人件費支出	△ 726,899,603
その他の業務支出	△ 73,618,467
運営費交付金収入	760,036,000
授業料収入	173,152,700
入学金収入	20,031,400
検定料収入	7,593,000
共同研究収入	2,371,600
寄附金収入	9,138,923
その他の収入	6,653,499
小計	45,823,360
業務活動によるキャッシュ・フロー	45,823,360
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 17,967,055
小計	△ 17,967,055
利息の受取額	743,513
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,223,542
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 9,244,438
小計	△ 9,244,438
利息の支払額	△ 590,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,834,440
IV 資金増加額	18,765,378
V 資金期首残高	275,535,958
VI 資金期末残高	294,301,336

利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘定科目	金	額
I 当期末処分利益		
当期総利益	29,566,719	
II 利益処分額		
積立金	5,164,291	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 （教育研究の質の向上並びに組織運営 及び施設整備の改善積立金）	<u>24,402,428</u>	<u>29,566,719</u>

純資産変動計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【単位：円】

	Ⅰ 資本金			Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)					Ⅳ 評価・換算差額等			純資産 合計	
	設立団体 出資金	その他 地方 公共団体 出資金	合計	資本剰余金	減価償却相当 累計額(－)	減損損失相当 累計額(－)	利息費用相当 累計額(－)	承継資産に係る費用 相当累計額(－)	除売却差額相当累計 額(－)	合計	前中期目標 期間繰越 積立金	目的 積立金	当期 未処分利益 (又は当期 未処理損失)	うち当期 繰利益 (又は当期 繰損失)	合計	その他 有価証券 評価 差額金		
当期末首残高	2,206,179,000	-	2,206,179,000	189,257,681	△ 941,439,125	0	0	0	0	△ 752,181,444	57,235,414	10,816,620	421,124,976	14,286,769	-	503,463,779	-	1,957,461,335
当期変動額																		
Ⅰ 資本金の当期変動額																		
出資金の受入																		
出資等に係る不要財産の出資等団体への 納付による減資																		
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額																		
固定資産の取得				1,439,900						1,439,900								1,439,900
固定資産の除売却																		
減価償却					△ 70,435,104					△ 70,435,104								△ 70,435,104
固定資産の減損																		
時の経過による資産除去債務の増加																		
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																		
承継資産の使用等																		
出資等に係る不要財産の出資等団体への 納付																		
その他の資本剰余金の当期変動額(純額)																		
Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額																		
(1) 利益の処分又は損失の処理																		
利益処分による積立												1,714,699	12,572,070	△ 14,286,769		0		0
利益処分(又は損失処理)による取り崩し																0		0
積立金への振替																0		0
前中期目標期間からの繰越し																0		0
設立団体等納付金の納付																0		0
(2) その他																		
当期純利益(又は当期純損失)														27,350,219		27,350,219		27,350,219
前中期目標期間繰越積立金取崩額																0		0
目的積立金取崩額												△ 3,656,400		2,216,500		△ 1,439,900		△ 1,439,900
その他の利益剰余金の当期変動額(純額)																0		0
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額(純額)																		
当期変動額 合計	0	-	0	1,439,900	△ 70,435,104	0	0	-	0	△ 68,995,204	0	△ 1,941,701	12,572,070	15,279,950	-	25,910,319	-	△ 43,084,885
当期末末残高	2,206,179,000	-	2,206,179,000	190,697,581	△ 1,011,874,229	0	0	0	0	△ 821,176,648	57,235,414	8,874,919	433,697,046	29,566,719	-	529,374,098	-	1,914,376,450

注 記

Ⅰ 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A（総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会 令和6年3月改訂）」を適用しております。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、損益計算書（注1）における賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、損益計算書（注1）における退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89条第4項に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

5. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

Ⅱ 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 47,172,864 円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 345,708,815 円
(愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。)

Ⅲ 損益計算書注記

該当事項はありません。

Ⅳ キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	294,301,336 円
うち定期預金（控除）	0 円
資金期末残高	294,301,336 円

2. 重要な非資金取引
該当事項はありません。

V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

損益計算書上の費用	1,070,294,624 円
(控除) 自己収入等	△ 300,729,050 円
減価償却相当額	70,435,104 円
賞与増加見積額	2,161,143 円
退職給付見積額	30,039,545 円
地方公共団体出資の機会費用	32,231,418 円
行政サービス実施コスト	904,432,784 円

(注) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率は10年利付国債の令和8年3月31日利回りを参考に2.366%で計算しています。

VI 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のみの運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金及び預金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
リース債務	(22,528,578)	(22,176,064)	△ 352,514

※負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

リース債務時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

VII 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

VIII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

IX 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類		期首残高	当期増加額	当 期 減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差 引 当期末残高	摘要
							当 期 償却額		当 期 償却額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,640,679,400	0	0	1,640,679,400	924,805,895	62,086,735	0	0	715,873,505	
	構築物	20,580,000	0	0	20,580,000	7,152,132	1,447,060	0	0	13,427,868	
	工具器具備品	90,170,281	1,439,900	0	91,610,181	79,916,202	6,901,309	0	0	11,693,979	
	計	1,751,429,681	1,439,900	0	1,752,869,581	1,011,874,229	70,435,104	0	0	740,995,352	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	209,435,578	13,100,928	0	222,536,506	89,690,523	14,169,538	0	0	132,845,983	
	構築物	10,759,500	0	0	10,759,500	9,383,722	246,024	0	0	1,375,778	
	工具器具備品	155,551,071	10,372,000	0	165,923,071	139,578,931	14,151,538	0	0	26,344,140	
	図書	282,216,601	3,783,265	765,981	285,233,885					285,233,885	
	計	657,962,750	27,256,193	765,981	684,452,962	238,653,176	28,567,100	0	0	445,799,786	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000					643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000					643,989,000	
	建物	1,850,114,978	13,100,928	0	1,863,215,906	1,014,496,418	76,256,273	0	0	848,719,488	
	構築物	31,339,500	0	0	31,339,500	16,535,854	1,693,084	0	0	14,803,646	
	工具器具備品	245,721,352	11,811,900	0	257,533,252	219,495,133	21,052,847	0	0	38,038,119	
	図書	282,216,601	3,783,265	765,981	285,233,885					285,233,885	
	計	3,053,381,431	28,696,093	765,981	3,081,311,543	1,250,527,405	99,002,204	0	0	1,830,784,138	
無形固定資産	ソフトウェア	3,911,951	0	0	3,911,951	3,911,950	0	0	0	1	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000					18,000	
	計	3,929,951	0	0	3,929,951	3,911,950	0	0	0	18,001	

- (2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品（灯油等）	524,964	9,711,211	0	9,417,782	0	818,393	
貯蔵品（郵券類等）	46,265	797,740	0	752,338	0	91,667	
計	571,229	10,508,951	0	10,170,120	0	910,060	

注） たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本剰余金	目的積立金	189,239,681	1,439,900	0	190,679,581	注1
	無償譲与	18,000	0	0	18,000	
	計	189,257,681	1,439,900	0	190,697,581	

注1) 当期増加額は固定資産取得による増加です。

(11) 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

積立金の名称 及び事業名	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	
	教育研究の質の向上並びに組織運営 及び施設整備事業	計
工具器具備品	1,439,900	1,439,900
小 計	1,439,900	1,439,900
一般管理費		
消耗品費	396,000	396,000
備品費	1,193,500	1,193,500
修繕費	627,000	627,000
小 計	2,216,500	2,216,500
合 計	3,656,400	3,656,400

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収益	資本剰余金	小計	
令和5年度	27,542,975	-	27,542,975	0	27,542,975	0
令和6年度	29,555,736	-	0	0	0	29,555,736
令和7年度	-	760,036,000	757,858,446	0	757,858,446	2,177,554
計	57,098,711	760,036,000	785,401,421	0	785,401,421	31,733,290

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

業 務 区 分	令和5年度交付分	令和6年度交付分	令和7年度交付分	合 計
期間進行基準	0	0	593,599,000	593,599,000
費用進行基準	27,542,975	0	164,259,446	191,802,421
合 計	27,542,975	0	757,858,446	785,401,421

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					長期繰延 補助金等	資本 剰余金	長期預り 補助金等	補助金等 収益	その他		
令和7年度愛媛県看護学生確保・県内定着支援事業費補助金	愛媛県	直接経費	-	681,000				681,000		0	当期交付 決定額
		間接経費	-								
		計	-	681,000	-	-	-	681,000	-	-	

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	(35,405,671)	(3)	(6,741,880)	(1)
		35,405,671	3	6,741,880	1
	非常勤	(0)	(0)	(0)	(0)
		350,000	4	0	0
	計	(35,405,671)	(3)	(6,741,880)	(1)
教職員	常勤	(502,717,866)	(65)	(53,515,806)	(3)
		538,755,697	77	53,515,806	3
	非常勤	(0)	(0)	(0)	(0)
		18,365,059	38	0	0
	計	(502,717,866)	(65)	(53,515,806)	(3)
合 計	常勤	(538,123,537)	(68)	(60,257,686)	(4)
		574,161,368	80	60,257,686	4
	非常勤	(0)	(0)	(0)	(0)
		18,715,059	42	0	0
	計	(538,123,537)	(68)	(60,257,686)	(4)
		592,876,427	122	60,257,686	4

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 上記明細には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費による人件費は含めておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費			
消耗品費	11,001,159		
備品費	1,692,274		
印刷製本費	1,484,312		
水道光熱費	17,199,987		
旅費交通費	4,332,908		
通信運搬費	3,137,942		
賃借料	2,683,690		
保守費	8,686,972		
修繕費	561,176		
損害保険料	73,440		
諸会費	160,400		
報酬・委託・手数料	13,916,964		
奨学費	65,297,100		
減価償却費	4,892,893		
雑費	3,069,605	138,190,822	
研究経費			
消耗品費	16,120,568		
備品費	2,257,710		
印刷製本費	189,190		
水道光熱費	3,356,420		
旅費交通費	8,831,191		
通信運搬費	575,234		
賃借料	31,218		
保守費	2,040,674		
修繕費	4,457,810		
損害保険料	259,640		
諸会費	4,048,986		
報酬・委託・手数料	1,455,390		
減価償却費	2,267,231		
雑費	899,067	46,790,329	
教育研究支援経費			
消耗品費	2,764,421		
印刷製本費	180,400		
水道光熱費	1,942,312		
旅費交通費	493,762		
通信運搬費	6,852,714		
賃借料	245,247		
保守費	978,866		
広告宣伝費	35,966		
損害保険料	1,554		

諸会費		105,600	
報酬・委託・手数料		829,394	
減価償却費		2,694,913	
雑費		26,400	
図書費		765,981	17,917,530
共同研究費			
消耗品費		2,214,000	
備品費		415,800	
水道光熱費		290,000	
旅費交通費		273,384	
諸会費		60,000	
雑費		1,000	3,254,184
受託事業費			
非常勤職員給与		53,550	
消耗品費		1,662,763	
備品費		117,590	
印刷製本費		316,800	
水道光熱費		272,700	
旅費交通費		886,542	
通信運搬費		8,900	
賃借料		364,200	
諸会費		24,000	
報酬・委託・手数料		946,000	
雑費		164,450	4,817,495
役員人件費			
報酬		24,942,692	
賞与		10,812,979	
退職給付費用		6,741,880	
法定福利費		5,579,350	48,076,901
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	313,871,258		
賞与	114,768,158		
退職給付費用	53,515,806		
法定福利費	91,794,304	573,949,526	
非常勤教員給与			
給料	8,520,000	8,520,000	582,469,526
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	86,651,169		
賞与	23,465,112		
法定福利費	20,224,425	130,340,706	
非常勤職員給与			
給料	9,845,059		
法定福利費	288,201	10,133,260	140,473,966
一般管理費			
消耗品費		9,470,057	
備品費		1,307,900	
印刷製本費		1,980,000	
水道光熱費		11,202,053	
旅費交通費		1,045,992	
通信運搬費		4,325,424	
賃借料		619,188	
福利厚生費		1,237,506	
保守費		8,725,900	
修繕費		3,244,393	
損害保険料		1,030,870	
広告宣伝費		1,463,000	
諸会費		1,738,800	
会議費		300	
報酬・委託・手数料		20,133,267	
減価償却費		18,712,063	
雑費		1,367,348	87,604,061

(17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	9,138,923	12	
現物寄附（工具器具備品）	572,000	1	
現物寄附（図書）	762,900	7	
合 計	10,473,823	20	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

【単位：円】

共同研究契約の 相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
株式会社等	直接経費	2,607,760	2,156,000	2,964,184	1,799,576
	間接経費	490,000	215,600	290,000	415,600
その他	直接経費	131	0	131	0
	間接経費	0	0	0	0
合 計	直接経費	2,607,891	2,156,000	2,964,315	1,799,576
	間接経費	490,000	215,600	290,000	415,600

(20) 受託事業等の明細

【単位：円】

共同研究契約の 相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 （設立団体）	直接経費	0	1,817,495	1,817,495	0
	間接経費	0	0	0	0
国	直接経費	0	2,727,300	2,727,300	0
	間接経費	0	272,700	272,700	0
合 計	直接経費	0	4,544,795	4,544,795	0
	間接経費	0	272,700	272,700	0

(21) 科学研究費補助金等の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(450,000) 135,000	2	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(11,370,000) 3,411,000	29	
日本学術振興会 若手研究	(2,500,000) 750,000	4	
日本学術振興会 挑戦的萌芽研究	(50,000) 15,000	1	
厚生労働科学研究費補助金	(200,000)	1	
合 計	(14,570,000) 4,311,000	37	

(注) 上段（ ）内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,000	
普通預金	294,293,336	
計	294,301,336	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	1,600,208	
その他未払金（人件費）	61,888,161	
その他未払金（物件費）	16,337,590	
計	79,825,959	